

「後期高齢者医療制度のしくみ（令和7年度版）」の記載内容の変更について

暫定的な運用について：マイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）への円滑な移行に向けた、デジタルとアナログの併用期間を確保するため、後期高齢者医療制度では令和6年12月2日からマイナ保険証の保有状況にかかわらず「資格確認書」を交付しています。この運用は、令和7年7月31日までの暫定的な運用とされていましたが、令和7年8月1日以降も1年間（令和8年7月31日まで）、延長されることとなりました。変更後の内容については下記をご参照ください。

● 小冊子4ページの変更箇所

医療機関等にかかるとき

医療機関や薬局の受付で、次のいずれかの方法により資格情報の確認を受けてください。

なお、令和6年12月2日からマイナンバーカードと健康保険証が一体化されたことに伴い、**令和6年12月2日より保険証の交付を終了しています。**

① マイナ保険証を利用する

「マイナ保険証」とは、**健康保険証として利用登録したマイナンバーカード**のことをいいます。

健康保険証としての利用登録は、マイナポータル、セブン銀行ATM、医療機関・薬局に備え付けの顔認証付きカードリーダーなどから行うことができます。

マイナ保険証の利用方法は？

- ① 医療機関や薬局の受付で、マイナンバーカードを備え付けの顔認証付きカードリーダーにかざしてください。
- ② マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により、資格情報をオンラインで確認します。
- ③ 画面の指示に沿って受付をしてください。

マイナ保険証で自分の資格情報を確認するには？

- マイナポータルにログインして「健康保険証情報」のページを開くことで、ご自身の資格情報を確認できます。

マイナポータル 検索 🔍 (URL: <https://myna.go.jp>)

- 医療機関や薬局の受付でマイナ保険証の読み取りができない場合には、**マイナ保険証と一緒に**上記の「マイナポータルの資格情報画面」を提示することで、受診することができます。
- マイナ保険証利用登録解除を申請することも可能です。詳細はお住まいの市区町村の担当窓口へお問合せください。

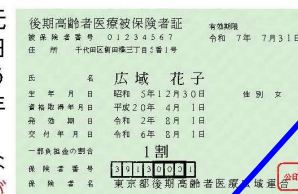
● マイナンバーカードに関するお問合せ先

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178
(平日9:30~20:00 土日祝9:30~17:30)

② 紙の保険証を提示する (最長で令和7年7月31日まで)

令和6年12月1日時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降も保険証の有効期限まで使うことができます (最長で令和7年7月31日まで)。

ただし、住所や自己負担割合など、**保険証の記載事項に変更があった場合は使えなくなります。**



③ 資格確認書を提示する (令和6年12月2日から)

マイナ保険証の保有状況にかかわらず、令和6年12月2日から令和7年7月31日までの間に、以下のいずれかに該当する方には、申請いただくことなく「資格確認書」をお送りします。

- 令和6年12月2日以降、
 - ・新たに資格取得する方
 - ・資格情報に変更になった方
 - ・紙の保険証が使えなくなった方 (有効期限切れ含む)

※紛失等の場合は、申請が必要です。(P.5参照)

資格確認書の申請・交付方法は？

- 令和7年8月1日からは、マイナ保険証をお持ちの方には、資格確認書は交付されません。以下の理由により、資格確認書の交付を希望する方は、お住まいの市区町村へ申請が必要です。
 - ・マイナンバーカードを紛失した方、更新中の方
 - ・介助者等の第三者が本人に同行して資格確認の補助をする必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難である方

- 資格確認書は、簡易書留郵便または特定記録郵便で送付します。送付方法は、お住まいの市区町村で異なります。
- 長期間不在となる場合や、住所地以外への送付を希望する場合は、お住まいの市区町村の担当窓口へご連絡してください。

「令和6年12月2日から令和7年7月31日までの間に」

⇒「令和6年12月2日から**令和8年7月31日**までの間に」に変更

「令和7年8月1日からは、マイナ保険証をお持ちの方には、資格確認書は交付されません。以下の理由により、資格確認書の交付を希望する方は、お住まいの市区町村へ申請が必要です。」

⇒「令和7年8月1日から**令和8年7月31日**までは、**マイナ保険証をお持ちの方にも資格確認書が交付されます。**以下の理由により、**令和8年8月1日以降も**資格確認書の交付を希望する場合は、お住まいの市区町村の担当窓口で申請が必要です。」に変更